

令和6年度 第1回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時等

日時 令和7年7月5日（金）午後1時30分～午後2時45分

場所 あわぎんホール 4階3・4会議室（徳島市藍場町2丁目14番地）

2 出席者

（公益委員）稲倉委員 段野委員 端村委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員）賀川委員 川口委員 辰巳委員 三木委員 南委員

（使側委員）藍原委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 主要議題

- （1）徳島県最低賃金の改正決定諮問、徳島県特定最低賃金改正の必要性諮問について
- （2）徳島県最低賃金専門部会、各特定最低賃金専門部会の設置等について
- （3）あり方検討小委員会報告について
- （4）その他

4 議事

定刻となりましたので、令和6年度第1回徳島地方最低賃金審議会を開催します。

議事に入ります前に、本年度新しくご就任いただきました委員をご紹介します。お手元の資料の1ページ目の審議会委員名簿をご覧ください。労側委員として新しくご就任いただきました日本労働組合総連合会 徳島県連合会副事務局長の南委員です。

簡単に事務局の紹介をさせていただきます。

局長の竹中です。

労働基準部長の中村です。

賃金室賃金室長補佐の吉成です。

そして私は、賃金室長の岡田です。よろしくお願いいたします。

それでは、以後の進行は会長にお願いいたします。

段野会長

皆様こんにちは、会長の段野でございます。

今年度も例年と同様、難しい審議になろうかと思えます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場からのご意見を出していただき、徳島県の最低賃金を決めるために、十分に審議を尽くしていただきますようお願いいたします。

公益委員の立場として、改正される最低賃金が徳島県にふさわしいものとなりますよう、審議の円滑な議事進行に努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議を進めさせていただきます。

事務局は、本日の委員の出席状況を報告してください。

事務局（室長）

本審議会の成立には、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員の10名以上の出席または公労使委員の各側2名以上の出席が必要となっております。

本日は14名の方が出席しておりますので審議会は成立していることを報告します。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき、公開しております。現在8名の方が傍聴されております。

傍聴の方は、お配りしている注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

ここで、ご審議いただきたい事項がございます。

徳島県の後藤田知事から、本審議会における意見陳述の申出がありました。

最低賃金法第25条第6項に「最低賃金審議会は、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする」とされています。本審議会として、知事の意見をお聞きすることについてご審議いただければと思います。

段野会長

先ほど事務局から説明がありました事項について審議したいと思います。

なお、先ほど、私も知事から要請書の交付を受けたところでございますが、要請書に記載のご意見について、直接知事から委員の皆様にお伝えしたいという強いご意向があるとのことですので、最低賃金法第25条第6項の規定に基づきまして、審議会として、その必要性を認め、ご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

段野会長

それでは、知事からご意見をお聞きしたいと思います。

事務局(室長)

知事がいらっしゃるまで、しばらくお待ちください。

(知事入室)

後藤田知事

本日は、徳島地方最低賃金審議会でも私も県としての見解を陳述させていただく機会をいただきましてありがとうございます。これに先立ちまして、先ほどは、段野会長、竹中局長に県としての考え方、要望を述べさせていただきました。

それぞれの委員の方もお分かりのとおり、日本は人口減少、少子高齢化が更に加速していき、毎年の出生率を始め、地方からの人口流出は危機的な状況であると思っております。

国が最低賃金、労働政策を一義的には担っており、これはILO条約に基づいた形ですから当然のことですけれども、現実に向き合うのは我々地方ですから、我々の方が地方の現状をよく分かっていると思っております。

そういう意味で、中央最低賃金審議会で決めた目安を基に地方の最低賃金の引上げを決めるというのは時代が違うと思うのです。地方の考え方に基づいて、地方から人口流出を防ぎ、人材をいかに確保していくか、ということに尽きると思います。

最低賃金は 896 円、これは全国で下から 2 番目という状況でございます。一方、全国加重平均は 1,004 円でございます。全国下から 2 番目ということは、レピュテーションリスクなんです。つまり評判。もちろん、今家を持っている人、家庭がある人はなかなか引越せない。私も自民党で初めて雇用問題調査会を立ち上げた時の初代の事務局長を務めましたけれども、労働移動がなければ賃金が上がらないというのは皆様もご存じのことではありますが、労働の固定化は賃金を上げない方向に働く。地方ではなかなか引越しもできない、転職もできない状況です。

今のリアルを示しているのではなくて、地方のこれからの、未来のリアルを示しているのは、若者が立ち去っていることなのです。このことに皆さん是非目を向けていただきたい。これが、本当のリアルということですよ。

賃金が安いというイメージが固定化していくと若者が間違いなく出て行ってしまいます。徳島大学では県外の人が 7 割来ております。7 割が県外に出て行きます。それが現実です。更にこれが加速している。

県としても魅力度を上げる、安心度を上げる、透明度を上げる政策を次々打ち出させていただいておりますので、是非、皆様方もこれからの議論の参考としていただきたい。

私は、最低 1,000 円を超える形で徳島県最低賃金が決まるよう強く望んでおります。

会社があるから人が雇える、逆に、人がいるから会社が成り立つ、これは鶏と卵の議論になりますが、これは両方正しいと思います。これから向こう四半世紀の出生率を考えますと、日本全体の 3 割の人口が減ります。我が県も今 70 万人を切りましたが、48 万人になることは明確な未来における事実になります。そういったことを考えた時には、人がいなければ会社が成り立たない時代が来ますよ、ということを強く使用者側の方にはご理解をいただきたい。現に徳島市に住んでいながら月 7 万円高いということで看護師さんが淡路島に通っているそうです。淡路島の病院の経営者に聞くと、それぐらい上げないと神戸に取られてしまうんだという話なんです。こういう話があって地方からどんどん人が、給料が高いところを取られていく。こういうことも経営者の方は如実に感じられていると思います。私は、今年が大きな分かれ道だと思っております。

今日、私が記者会見で発表しましたが、令和 3 年度の県経済統計の数字が出ました。昨年までは我が県の一人当たり県民所得は全国 9 番目でした。今暫定で 5 位です。5 番目に高くなっております。こういったことも皆様の今回の最低賃金の議論の参考の数字にさせていただきたい。

生産性の高い会社とそうではない会社で格差が出てくる。これについては我々県としても国が制度を構えております、業務改善助成金について県独自の上乗せ助成をさせていただいておりますし、社会保険労務士の相談費用についても県として独自に支援するという予算も積極的に出させていただいております。県も汗をかいていきたいと思っておりますので、是非、人材確保の正念場であると皆様方にご理解いただいて、公労使、行政という立場の皆様方に改めてお願いし、徳島県の新時代を皆様とともに築いていきたいと思っております。

今日はお時間をいただきどうもありがとうございました。

(知事退出)

事務局（室長）

それでは、撮影はここまでとなります。
引き続き議事の進行をお願いします。

段野会長

知事のご意見については、審議会においてもしっかりと受け止めさせていただきたいと思えます。

また、ご存知の委員もいらっしゃるかと思いますが、先日6月17日に開催された「徳島雇用政策協議会」に、審議会の会長として、オブザーバー参加させていただきました。

協議会においては、知事から「『選ばれる日本』、その中でも『選ばれる徳島』になるためには最低賃金を引き上げることは大変重要である」とのお話をいただきました。

その後、労働者側から最低賃金引上げの重要性についてお話もありました。

一方、使用者側も労働者側の意見に同意した上で、「国や県が選ばれるようにするためには、魅力ある商品を作ったり、魅力ある会社になっていくことも必要」とのご発言があり、総じて、徳島県の行政、労使団体の皆様が「賃金引上げ」に向けた取組をしっかりと進めていらっしゃる状況がよく分かりました。こういったご意見や、徳島県を取り巻く状況等も踏まえて、今後の審議を進めてまいりたいと思えます。

それでは、本日の議事を進めさせていただきます。本日の審議会は、お手元の次第により進めさせていただきます。最初に「徳島県最低賃金の改正決定諮問」と、「特定最低賃金改正の必要性諮問」となります。事務局は諮問をお願いします。

事務局（室長）

それでは、竹中労働局長から段野会長に諮問文をお渡しいたします。
（諮問文を手渡し）

段野会長

ただ今、竹中局長より「徳島県最低賃金の改正決定諮問」と2つの「特定最低賃金改正の必要性諮問」を受けました。

諮問に当たりまして、竹中局長よりご挨拶をお願いいたします。

局長

竹中でございます。

本年度第1回の徳島地方最低賃金審議会の開催に当たりまして、また、徳島県最低賃金の改正決定諮問に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、また、大変暑い中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から労働行政の運営につきまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りし、感謝申し上げます。

さて、ご案内のとおり、さる6月25日に中央最低賃金審議会が開催され、今年度の地域別最低賃金金額改定の目安諮問が行われ、目安審議がスタートしたところであります。

中央最低賃金審議会における諮問に当たっての挨拶で、武見厚生労働大臣は、

- ・ 今年、賃金と物価の好循環を実現する社会的気運などを背景に、春季労使交渉の賃上げ率について、連合の第6回の集計結果では5.08%と、1991年以来33年ぶりの水準となるなど、高い伸び率となっている一方、この賃上げの流れを非正規雇用労働者や我が国の労働者の7割が働いている中小企業にも波及させていくには、最低賃金による底上げも必要である
- ・ 政府としては、最低賃金を含めた賃金引上げに向けて、「適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進」、「中小企業の生産性向上支援策の推進」などを強力に後押ししていく旨のご発言をされています。

なお、連合の集計結果につきましては、7月3日に第7回の集計結果が公表されておりました5.10%となっております。

景気の基調判断をみますと、全国については、内閣府が公表している月例経済報告で、5月は「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」とされ、6月も変化はなく、回復傾向が足踏みの判断となっております。

徳島県内については、日本銀行徳島事務所発表の6月の徳島県金融経済概況では、「徳島県内の景気は、持ち直しのペースが鈍化している。」とされています。

更に経済研究所発表の6月の徳島経済レポートでは、「回復のペースが鈍化しつつある」との表現となっております。

加えて県内の雇用失業情勢につきましては、5月の有効求人倍率（季節調整値）は1.16倍で「求人が求職を上回って推移しているものの、求人は緩やかに減少している。求人は緩やかに減少している。足元の経済情勢等が雇用に与える影響には留意する必要がある」と判断させていただいているところです。

さらに、さきほど、徳島県後藤田知事から、徳島地方最低賃金審議会に対し、最低賃金に関する意見が述べられたところです。

これらの様々な状況、様々なご意見も踏まえ、改正される最低賃金が徳島にふさわしいものとなるよう、ご審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

事務局としては、円滑な審議会運営に努める所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

段野会長

ありがとうございました。それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。特定最賃については、一つだけで結構です。

事務局（補佐）

それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

徳労発基 0705 第1号 令和6年7月5日

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野聡子殿

徳島労働局長 竹中郁子

徳島県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、徳島県最低賃金（昭和55年徳島労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザ

イン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

続きまして、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問文について読み上げさせていただきます。特定最低賃金は一般機械に係るものを読み上げさせていただきます。

徳労発基 0705 第 2 号 令和 6 年 7 月 5 日

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野聡子殿

徳島労働局長 竹中郁子

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 6 月 17 日付けをもって、申出代表者ジェイテクト労働組合徳島支部支部長坊野靖仁及び JAM ジェイテクトシーリングテクノ労働組合執行委員長辻康晴から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年徳島労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上になります。

段野会長

それでは、この諮問に係る経緯と、併せて本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

本日、最低賃金の改正決定の諮問に係る資料と現在の経済情勢などの資料を添付しております。これらの資料を説明させていただきます。

まず、徳島県最低賃金の改正決定諮問の経緯について説明させていただきます。

地域別最低賃金については全国的な整合性を図るため、昭和 53 年から毎年、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会に対し金額改定のための目安を示しており、地方最低賃金審議会においては、この目安を参考にしながら、地域の実情に応じた地域別最低賃金の改正のための審議を行っていただいております。

このように地域別最低賃金の改正については、目安制度に基づいて審議していることから、中央最低賃金審議会の目安諮問時期に合わせて地方最低賃金審議会を開催し、改正決定の諮問をすることとしております。

今年度につきましては、さる 6 月 25 日に、中央最低賃金審議会が開催され、武見厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に目安諮問が行われ、現在審議が進められているところです。これに合わせて、徳島県最低賃金の改正に向けた審議をスタートさせるべく、先ほど局長から地域別最低賃金の金額改正決定諮問をさせていただきました。

中央最低賃金審議会の目安諮問に係る資料については、本日、お手元に配付させていただいております。中央最低賃金審議会への諮問文は「第 68 回中央最低賃金審議会」資料の資料 No 3 となっております。

今後、中央最低賃金審議会より示される目安を参考にしながら、徳島県内の実情を踏まえた徳島県最低賃金金額改正の審議をいただくこととなります。

昨年決定しました徳島県の最低賃金については、資料3、10ページのリーフレットのとおりです。

また、資料3-2、12ページには、徳島県最低賃金改正額と目安額、未満率、影響率の推移を掲載しております。近年、最低賃金の改正額が大きくなっており、影響率が昨年で14.94%となっております。一方、最低賃金未満の割合である未満率は例年2%以内となっております。

資料3-3、13ページには、四国の地域別最低賃金の改正状況についての資料を入れております。

次に特定最低賃金について説明します。

先ほど資料3、10ページの最低賃金リーフレットにもありますが、机上に配布しております最低賃金決定要覧の111ページ、112ページに現在徳島県内で発効されている3つの特定最低賃金が記載されています。

このうち、一般機械と電気機械は6月に特定最低賃金の改正を求める申出書を受理しております。申出書は、机上配布の資料としてお配りしております。なお、造作材についての申出はありませんでした。

特定最低賃金の改正の申出には、「労働協約ケース」と「公正競争ケース」の2通りがあります。

労働協約ケースは、同種の基幹的労働者の概ね2分の1以上に協約が適用されており、協約締結当事者である労または使の全部または一部を代表する者から、特定最低賃金の改正を求める申出のことを指します。

公正競争ケースは、公正競争確保を理由とする申出であって、当該特定最賃が適用される労または使の全部または一部を代表する者による特定最低賃金の改正を求める申出のことを指します。

今回申出のあった特定最賃はいずれも「公正競争ケース」であり、申出を受理する要件は、当該特定最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意となっております。

事務局において確認したところ、2つの申出とも「公正競争ケース」の要件を満たしております。資料3-4、14ページに申出の概要を取りまとめております。

特定最低賃金の適用労働者数に関しては、資料3-5、15ページに、令和6年1月現在の適用使用者数と適用労働者数を取りまとめたものを添付しております。

資料3-6、16ページは、徳島県の特定最低賃金と四国内で共通する特定最低賃金の推移となっております。

以上が、改正決定諮問の経緯と昨年の決定状況となります。

続いて、経済情勢についての説明を行います。

資料4、17ページは内閣府が発表している「月例経済報告」と日銀高松支店徳島事務所が発表している「徳島県金融経済概況」、徳島経済研究所が発表している「徳島経済レポート」、徳島労働局が発表している「職業安定業務統計速報」の基調判断などをまとめたものです。

机上に配布している資料に、この基調判断部分の元資料をつけております。

この基調判断のまとめをご覧ください。

上段が全国の状況、月例経済報告となっております。直近の月は、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」となっております。

その下の段からは徳島県内の状況です。徳島県金融経済概況では、「徳島県内の景気は、持ち直しのペースが鈍化している。」となっております。

その下段の徳島経済レポートでは、6月は「回復のペースが鈍化しつつある。」との表現となっております。

その下の段は職業安定業務統計速報となっております。雇用失業情勢について、「求人が求職を上回っているものの、求人は緩やかに減少している。足元の経済情勢等が雇用に与える影響には留意する必要がある。」と判断されております。

県内の雇用情勢を示す指標である、有効求人倍率について、5月は1.16倍となっております。前月より0.01ポイント下回っております。

資料4-2、19ページは倒産情報となっております。1枚目が帝国データバンク発表のもの、2枚目が東京商工リサーチ発表の県内の倒産状況となります。いずれも表の一番左の列が今年の数字で、5月の倒産件数は、帝国データバンクで3件、東京商工リサーチで6件となっております。

資料4-3、21ページは今年の春闘結果を賃金室で取りまとめた資料です。厚生労働省発表は例年8月発表となっておりますので、本年度分は現時点では空欄となっております。

連合の7月3日集計では、規模合計、5,284組合で15,281円、5.10%、前年比で1.52ポイントの増加となっております。

日本経団連発表では、大手企業89社で19,480円、5.58%、前年比1.67ポイント増加、中小企業では、製造業平均で148社、11,042円、4.12%、前年比1.02ポイント増加、となっております。

徳島県の経営者協会調査では48社、8,608円で3.10%、前年比0.38ポイント増加となっております。

また、今年も、日本商工会議所・東京商工会議所においても、「中小企業の賃金改定に関する調査」が実施されております。賃上げ調査は今年初めてであったことから「参考資料」として枠外に記載しております。全国集計で1,979社、正社員の月給は9,662円で3.62%の賃上げ、パート・アルバイト等の時給は37.6円で3.43%の賃上げとなっております。

続きまして、賃上げ状況に係る資料の説明をします。

資料4-4、22ページは、徳島経済研究所が今年の4月24日に発表しました「県内企業の賃上げ等に関する調査結果」になります。

調査結果では、定期昇給・賃上げなどの決定状況を見ると、1(1)の下線部「実施済み」「決定済み」「見込みの段階」を合わせると55.4%となること、最も多い「検討中の段階」は33.0%となっております。

資料4-5、24ページは、財務省が6月17日に公表しました、地域企業における賃上げ等の動向についての特別調査報告になります。

全国の状況をまとめたものです。28 ページの上の囲みに、ベアで 70.7%、定期昇給で 81.9%となっており、企業が賃金の底上げを意識していることがうかがえる、としていません。

賃上げ率としては、31 ページ上の囲みに、引き上げ率を「5%以上」と回答した企業の割合は 46.5%としております。

また、人件費の価格転嫁について、35 ページの上の囲み、人件費の価格転嫁が、一定程度以上できたとする大企業は 29.8%、中堅・中小企業等は 32.4%、他方、十分または全くできていないとする大企業は 44.6%、中堅・中小企業は 50.2%となり、引き続き課題となっている、としております。

また 38 ページ以降には企業における賃上げの取組事例が掲載されています。

次の資料 4-6、53 ページは、先の資料の四国版、四国財務事務所が公表したものです。

賃上げ動向については、57 ページ、中小企業の棒グラフ、右下のグラフを見ていただくと、①の「ベアを行った」と回答した企業は 57.7%、2 本ある棒グラフの上段は 2023 年、下段は 2024 年で下段のほうになります。②の「定期昇給を行った」と回答した企業は 69.2%となっており、昨年より減少しております。

賃上げ率について中小企業を見ると、次の 58 ページ中小企業は右下のグラフになります。3~4%未満と回答した企業の割合が 2024 年度では 28.6%と最も高くなっております。

価格転嫁については、63 ページにあります。左側のグラフの中小企業、4 本ある棒グラフの上から 3 番目、下から 2 番目になります。で見ると、「転嫁できた」が 3.2%、「ある程度転嫁できた」が 16.1%、合計 19.3%ですが、「十分転嫁できていない」が 25.8%、「全く転嫁できていない」が 41.9%を合計して 67.7%となっております。

次の資料 4-7、68 ページは、昨年の第 2 回専門部会で委員からの提案により作成した資料で、データを更新したものです。消費者物価指数の推移になります。正確には、消費者物価指数のうち、持ち家の帰属家賃を除く総合の指数を使用しております。この数値の全国値、県庁所在地（東京は 23 区）を取り出して、各ランクでの集計をしております。

今年のデータは 5 月分まで公表されておりますが、昨年と同様に 10 月から 6 月の平均をとって、昨年、B ランクで 4.1%でしたが、今年は 3.2%となっております。徳島では 3.5%と昨年 3.2%より若干増加しております。この資料からは物価の上昇がずっと続いていることがわかります。

以上、簡単ではございますが諮問に係る経過と経済情勢などについて説明させていただきました。

段野会長

全般的に何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

それでは、今年度の最低賃金の審議に関する基本的なお考えについて、労使双方からご意見をいただきたいと思っております。労側からお願いします。

川口委員

川口です。今年の春闘の結果について報告がありましたが、7月3日の集計結果5.1%、金額で15,281円、33年ぶりの高水準でした。一方、300人未満の中小では4.45%、これも32年ぶりの水準ですが、千人以上の大手と比べると0.79低い。

連合徳島全体でいうと41組合8010人、12,923円、4.37%となっており、昨年と比べて3,680円増の0.4%上回っている状況です。

しかしながら、実質賃金のところで言いますと、直近の調査では前年同月に比べて0.7%減少、25か月連続過去最長の期間、実質賃金が減少を更新しております。

33年ぶりの引上げとなった状況でございますが、実質賃金は減少し続けている状況です。最低賃金近傍で働いている方からすると、もっと厳しいと思います。

連合は、経済も賃金も物価も安定的に上昇するという社会を目指す取組を進めておりますけれども、これを社会全体で共有できればと思っております。

今年の最低賃金ですが、公労使しっかり議論して結果を導き出したいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

段野会長

ありがとうございます。それでは脇田委員をお願いします。

脇田委員

使用者側を代表いたしまして脇田から申し上げます。

6月25日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に諮問がされたということで、本年度の審議がスタートしたわけであります。

今年度は前年に引き続きまして、2024年春闘における賃上げ率、定期昇給込みで5%以上、ベースアップで3%半ばという30年ぶりの高水準となっております。マクロの賃金動向については前向きな動向が続いているのかなと思います。

一方で地域レベルの経済を見ても、産業立地であるとか春闘の影響が及ぶ中小の地域差、賃金の上昇率というのも地域間にばらつきがあると考えております。

物価面ですが、コロナ禍後の世界的な需要回復であるとか、ロシアのウクライナ侵攻による資源価格高騰を契機として、国内でも食料品等の値上げが相次いでいる中、電気料金など一部品目では物価の上昇にも地域差が生じている中で、当然家計の消費行動についても地域差が生じていると考えています。

県内について目を向けてみますと、徳島県の企業では16年から17年間、赤字法人比率が全国ワーストワンということになっております。

それから、今年2月に民間の調査機関が、四国の価格転嫁について調査した結果ですが、多少なりとも価格転嫁できている企業が75%ぐらいある。価格転嫁率をみますと4割程度であって、5割以上価格転嫁できている業界はない。厳しい状況が続いていると思います。

こうした中、使用者側にとっては、今年も目安がある程度の額が出てくるのではないかと考えています。物価高による労働者の生活についても目を向けていく必要があると思っています。審議に当たりましたら、最低賃金を決定する際の3要素のデータに基づく根拠のある議論を進めていきたい。また、本県の大部分を占める中小企業の実態をつまびらかにした上で、実態を踏まえない改定には強く反対していきたいと思っています。

最低賃金を引き上げると年収の壁というのがございまして、所得調整をする方が今まで以上に顕著になることも危惧される。抜本的にそうした制度をトータル的に見直していくことが当然必要と思っております。

本年度の審議に当たりましては、そういうところを基本にして議論していきたいと思っております。

段野会長

ありがとうございました。その他の委員で、この場で審議に先立ちましてご意見がある方はございますか。

三木委員

三木と申します。

私は中小企業が所属する労働組合の仕事をしております。20 ぐらいの業種がありまして、最低賃金は非正規の時給はもちろん、高卒初任給にも関わります。私どものところでは、販売とか飲食、清掃、介護が最低賃金に大きく関わっている業種に該当します。大手と地場の中小との差が広がったという話がありましたが、同じ中小の中でも大きく差が広がったと感じています。一番高いところと低いところの差が、月額で 12,000 円の格差がありました。それに関しましては、労務費の価格転嫁が大きく関係しており、特に、発注者側から労務費の価格転嫁をしっかりと宣言された中小企業においては、30 年ぶりと言われるような賃上げが実現しているところもあります。

定期昇給制度もないような中小の中では、賃金の差が広がるばかりというところがあるのも事実です。半数ぐらいは賃上げが行われないままとなっている、ということになります。

皆さんがおっしゃる格差の中で、労働者にとって最低賃金が引き上げられることでしか賃金が上がらないところでは、生命線である最低賃金を決めている自分達であることをしっかりと胸に留めて議論していかなければならないと思っております。

段野会長

三木委員ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

中村委員

昨年度の徳島県最低賃金について振り返ってみますと、全国加重平均で 43 円の引上げ、24 県で目安を上回る引上げ、徳島におきましては引上げ率は過去最高の 4.8%になりました。随分上がったように思います。それでも、ふたを開けてみれば、逆転現象がおきまして全国での比較という観点からみれば、芳しくなかったというとらえ方もあるかと思いますが、労使一体となった十分な審議を尽くした結果だと認識しております。

賃金と最低賃金は違う、この認識は皆さんと同じだと推察しているんですが、昨今、労働法や社会保障制度の改正におきまして、非正規への政策変化があり、その趣旨の違いがあいまいとなり、正規、非正規の賃金のあり方であるとか、それに伴う最低賃金の在り方も変化の色を帯びてきているようにも感じております。

雇用維持を最優先にしてこれまで事業存続をさせてきた企業がたくさんある中で、物価高騰、また価格転嫁の遅れなど企業を取り巻く環境は大変厳しいものがございまして、改めて最低賃

金の重要性、また役割を鑑みまして、徳島の実態を反映して地賃としてのイニシアチブを持った審議をしてみたいと思っております。

人手不足が企業継続の最大のリスクといっても過言ではない時代がやってきていると思っております。そうした中で、防衛的な賃上げからの脱却というものがマストと言わざるを得ないと感じております。健全、かつ適正そして、持続可能な賃上げができる企業づくりを推進できるように生産性の改善及び向上を強力に後押しする。そんな支援の拡充を図っていただきたいと強く願うところであります。

賃金と物価の好循環、ひいては成長と分配の好循環に資するような最低賃金の在り方を、使用者委員の一人として模索してみたいと思っております。

段野会長

ありがとうございます。

脇田委員

事務局をお願いしたいのですが、今、パート・アルバイトでどれぐらいの時給で求人が出されているか、分かりましたら資料を出していただきたい。

事務局（室長）

お調べしまして資料を出したいと思います。

段野会長

他の委員の方はいかがでしょうか。

それでは次の議題に移ります。

徳島県最低賃金専門部会、各特定最低賃金専門部会の設置についてです。

本日の諮問を受けまして、最低賃金法第 25 条第 2 項により、徳島県最低賃金専門部会を設置する必要があります。

特定最賃の各専門部会は、徳島では従来から、最賃法第 25 条第 1 項に基づき、改正の必要性審議の段階から設置しており、本年度も同様にしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

段野会長

それでは、「徳島県最低賃金専門部会」及び各「特定最賃専門部会」を設置することといたします。事務局は専門部会の構成などについて説明して下さい。

事務局（室長）

まず、専門部会の構成等について、ご説明させていただきます。

専門部会の委員数は、最低賃金審議会令第 6 条によりまして 9 名以内と定められています。当審議会においては、「県最賃専門部会」及び一般機械と電気機械の各「特定最賃専門部会」はいずれも、公労使各 3 名の合計 9 名の委員で構成されています。

まず、本年度の県最賃金専門部会については、より充実した議論が予想されますし、専門部会で議論された公労使の三者の立場を踏まえて本審での採決に臨んでいただく必要があると考えて、専門部会の委員ではない公益委員2名の委員にオブザーバーとして参加いただくこととしております。なお、オブザーバー委員については、議決権はありません。

6月21日に開催されました、公益委員会議、あり方検討小委員会において、公益委員2名の方が議決権のないオブザーバーとして参加することで、ご確認をいただいています。

昨年、令和5年度の委員名簿は資料1-3に添付しております。

今年度、令和6年度の県最賃専門部会の公益委員は公益委員会議において、段野会長、稲倉委員、米澤委員を専門部会委員、端村委員、撫養委員をオブザーバー委員とすることでご確認いただいています。

また特定最賃専門部会委員ですが、参考として、令和5年度の各特定最賃専門部会委員名簿を資料番号1-4に付けています。

公益委員につきましては、公益委員会議において、造作材は、段野委員、撫養委員、米澤委員に、一般機械は、端村委員、撫養委員、米澤委員に、電気機械は、稲倉委員、段野委員、端村委員と役割分担を決めております。

専門部会の労使委員におかれましては、本日推薦公示を行いますので従来どおり、各団体からの推薦書とご本人の承諾書及び履歴書を添えて、県最賃は7月22日（月曜日）、各特定最賃は7月29日（月曜日）までに事務局に提出していただきますようお願いいたします。

また、最低賃金の改正に関する調査審議を行う場合には、最低賃金法第25条第5項及び同法施行規則第11条第1項により、都道府県労働局長は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨、並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとされています。

この意見公示について、7月26日（金曜日）を期日として、本日併せて行います。

段野会長

ただいまの事務局説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

ただいまの説明のとおり、労・使各側は、各専門部会委員の推薦について、期間内に必要書類を事務局に提出いただきますようお願いいたします。

次の議題に移ります、6月21日に開催しました、あり方検討小委員会の報告をお願いします。

事務局（室長）

資料の最後のページ、資料5の「徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会」、いわゆる「あり方検」の議事要旨をご覧ください。

「あり方検」とは、審議会の議決により、特定の事案の細目にわたる審議等を行うために設置される小委員会で、地賃本審・専門部会の審議日程や、会議の公開等について審議するための検討会です。

なお、あり方検の審議結果については、この本審における審議を経て、正式に決定されます。

3（1）審議日程について説明します。

第1回本審は本日になります。

第2回本審を8月1日午後1時半から開催し、中央最低賃金審議会の目安答申の伝達を行います。

第1回地賃専門部会を8月1日の本審に続いて開催し金額審議を行います。

第2回地賃専門部会を8月2日午後1時半から、第3回地賃専門部会を8月9日午後3時から開催します。

第3回本審は8月9日の第3回地賃専門部会に続いて開催し、答申を予定しています。

特定最低賃金の合同専門部会を8月21日午後1時半から開催します。

合同専門部会に続いて、第4回本審を開催し、特定最賃の金額諮問を行う予定です。

第5回本審を8月27日午前11時から開催し、異議審議を予定しております。

続きまして、(2)以下の報告事項について、読み上げた上で説明します。

(2)「地賃専門部会について、第1回は昨年度と同様、会議を公開するとともに議事録を公開する。第2回目以降は会議を非公開とするが、今年度から新たに議事録を公開する。その際、発言者氏名は非公開とするが、公労使の別は公開する。また、議事録公開までは議事要旨を公開する」ことが適当ではないかという結論となりました。これは地賃の専門部会の公開について、全国的にも専門部会の公開が進んでいることから、徳島においても進めるということとなりました。

続いて、特定最低賃金の専門部会についてです。(3)「特賃専門部会について、会議を非公開とするが、今年度から新たに議事録を公開する。その際、発言者氏名は非公開とするが、公労使の別は公開する。議事録公開までは議事要旨を公開する。特賃専門部会と合同で開催する本審についても同様とする」ことが適当ではないかという結論となりました。

(4)「地賃専門部会には、9名の専門部会委員のほか、同委員でない公益委員2名もオブザーバー委員として参加する」ことが適当ではないかという結論となりました。これは先ほど説明しましたとおりです。

(5)「造作材・合板・建築用組立材料製造業特定最低賃金改正の申し出がないことから、必要性審議は行わない。また、今年度は廃止の議論を行わない。」造作材について少し説明しますと、2年続けて、必要性審議を単独で行い、改正がされていないという経緯があります。

今年は、労側より、造作材の申出はないことのご説明がありました。また、基幹となる労働者が千人を切っておりますので、廃止についての議論を始める時期になっておりますが、徳島県最低賃金が昨年上回ったばかりであり、廃止の議論は時期が早いと、労使双方からご意見がありました。このことから、造作材の特定最低賃金専門部会は設置されないこととなります。

続きまして、(6)「地賃対象業種の企業に対し実地視察を行う。」実地視察は、徳島県最低賃金対象業種、つまり特定最賃の対象業種以外の業種について行うことが適当との結論となりました。実地視察ですが、今年は徳島県最賃の業種で行う年になります。事業所の選定は事務局でさせていただくこととしております。なお、視察先に心当たりがあることのご提案があれば、事務局までご連絡をいただくようお願いいたします。視察先が決まりましたら、委員の皆様にご連絡させていただきます。

(7)「審議会の申し合わせ事項として、地賃及び特賃の専門部会で全会一致となった場合、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用するが、地賃の答申は、地賃専門部会終了後、引き続き開催する本審において行う。本審及び特賃専門部会を同日開催し、審議を効率化するこ

との2点を確認した。」それぞれ、徳島地方最低賃金審議会では従来行われていた慣例を昨年取りまとめたものです。

(8)「付帯決議を議論する場を本審及び地賃専門部会の後で設け、付帯決議を検討し、答申時、あるいは異議審の際の答申に併せて付帯決議を出す。」付帯決議を議論する場がありませんでしたので、本審、専門部会の後にお時間をいただいでご議論いただくことが適当ではないかとされました。この意見を踏まえると、本日の第1回本審後から開催することとなりますが、たたき台を事務局で作成した上で、より徳島の実情を反映した付帯決議となるように検討いただければと考えております。なお、付帯決議の時期については、基本的には答申に間に合うように作成し、答申後に追加したい場合には、異議審議の際にも付けることとされております。

(9)「要請書等は、第2回本審の資料として議事に入れる。」徳島地方最低賃金審議会に対する最低賃金に関する要請書などが、労働団体などから提出されております。第2回本審において、最低賃金改正に対する意見を聞く議事が設けられております。その際に他の意見と合わせて審議していただければと考えております。

以上、あり方検で検討いただいた事項およびその説明になります。

段野会長

あり方検での議論について、何か質問、ご意見等はありませんでしょうか。

それでは、あり方検で適当とされました事項の全てにつきまして、徳島地方最低賃金審議会の決定としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

段野委員長

ありがとうございます。その他、事務局から補足事項はありますか。

事務局(室長)

特にありません。

段野会長

本日の審議項目は以上となりますが、他に審議すべき事項はございますでしょうか。

辰巳委員

U Aゼンセンの辰巳といいます。

知事が要請を持ってくるというのうはあまり聞いたことがないと思うのです。

今日の要請文の扱いというのは、重要と思うのですが、委員としてこの要請をどのように受け止めればいいのでしょうか。

事務局(局長)

他の労働団体などからもいろいろなご意見が出されております。審議会においては、今回知事から要請があったということとその一つとしてお考えいただければと思います。その他のご意見と同様に審議においては大いに参考にさせていただきたいと思います。

辰巳委員

昨年も他の労働団体から意見がありましたが、知事でも同じように取り扱うということでしょうか。

事務局（局長）

審議会に対して必要なご意見があったということで取り扱っていただければ結構です。

辰巳委員

知事の要請で受け止めたのは、最低賃金だけではなく、徳島県として非常に重要であることを訴えられたのだと、ここだと最低賃金だけでも、他の様々なことを考えて県政に取り組んでおられるのだなと思いました。

局長が言われたように審議を進めていきたいと思います。

事務局（局長）

県として、知事のお立場としては、そういうお気持ちなのでしょうが、今回、最低賃金審議会ですので、徳島県最低賃金をどういう金額にしていけるか、ということ議論していく場ですので、そこに向けた関係者の意見の一つとして受け止めていただければと思っております。

段野会長

他にご意見はございますでしょうか。

なければ、これをもちまして本日の審議は終了といたします。

（閉会）